

病気になったら

どうすればいいの？

～外来、入院治療について～

精神疾患は、ほかの病気と同様、外来や入院にて治療します。しかし精神疾患の中には、長期にわたり治療が必要で、安定した後もその状態を保つため長期間外来通院を継続する場合があります。

安心して外来治療を続けるために

長期にわたり外来に通うとなると、毎回の診察代や薬代など費用がかさみます。それを支援するため「自立支援医療（精神通院医療）」という制度があります。これを利用することにより、外来通院医療費および薬代の自己負担が3割から1割に削減され、さらに所得状況に応じて1か月で負担する上限額が設けられます（ただし病状や所得状況により利用できない人もいます）。ほかにも、デイケアや作業療法、訪問看護といった地域生活を支える資源の費用も対象としています。

精神科への受診は増加しているものの、まだまだ敷居が高いのが現状です。しかし「調子が悪いな」と思ったら、早めに身近な医療機関を受診することが大切です。

入院が必要になったら…… ——主な3つの入院形態

精神疾患も、状態が悪くなれば入院治療が必要となります。しかし、精神科への入院に関しては「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）という法律に則って行われることと特別に定められています。

精神保健福祉法においては、本人が病気についての認識を一時的に十分もてない場合があることから、入院の形態が主に3つに分けられていますが、人権の尊重という観点から、本人の同意による入院＝「任意入院」をなるべく選択するよう努めることとされています。

任意入院	本人の同意と主治医の判断による入院。退院も本人の意思により可能。ただし精神保健指定医の診察の結果72時間にかぎり入院を継続しなければならない
医療保護入院	病状が悪く、病気であることの認識がもてない場合、保護者の同意と精神保健指定医1名の判断による入院
措置入院	自分や他者を傷つけたり、そのおそれが強い場合、精神保健指定医2名による診察の結果、都道府県知事または政令指定都市長の命令による入院

※このほかに、応急入院、緊急措置入院という入院形態もあります。

事例

自ら入院を選択したサクラさん

サクラさんは、2歳の長女をもつ23歳の女性です。夫と離婚し、母子家庭となり、生活保護を受給しています。最初はママ友達に相談しながら子育てしていましたが、友達とうまくいけなくなり、身近に親族や知人がいないサクラさんは徐々に孤立していきました。するとだんだん夜眠れなくなり、意欲がなくなり、育児ができなくなったのです。

そこに以前、健診で会った保健師が訪問してきて、サクラさんは初めて苦しい思いを打ち明けることができました。相談した結果、サクラさんは保健師と一緒に精神科を受診し、そこでうつ病という診断を受けました。医師はサクラさんに入院を勧めました。長女については児童養護施設で預かるといっています。サクラさんは長女と離れる不安や、長女を預けざるをえない自分のふがいなさを責めましたが、医師や保健師の「娘さんのためにも、入院して元気になりましょう」という言葉を受け、入院することに決めたのです。医師はサクラさんが病気に対して十分な理解力をもっていると判断し、任意入院という形態で入院しました。

事例

自分の意思ではなく、入院になったカジくん

カジくんは、高校2年生のときにだれかに悪口を言われるような声が聴こえ始め（幻聴）、怖くて夜も眠れないなどの症状に悩み、ひきこもるようになりました。両親とともに精神科を受診すると、統合失調症との診断を受けました。以来カジくんは定期的に外来通院し、定期的に薬を飲みました。すると幻聴が静かになり、楽に生活できるようになったのです。

高校3年生になると受験勉強が忙しくなり、夜中まで勉強する日々となりました。学校の授業で眠気が強くなり、カジくんは「薬のせいで余計に眠いのかな？」と感じ薬をやめました。すると頭がすっきりした気がして「薬をやめてよかった。病気も治ったのかもしれない」と思い、受験勉強にさらに打ち込んだのです。

しかし約3週間後、「勉強したって受からないよ」という声が聞こえるようになりました。病気になったところに頻繁に聞こえた幻聴です。しかしカジくんはそれが幻聴とは気づかず「うるさい！絶対に受かるんだ！」と大声で言い返すようになり、勉強にも集中できなくなったのです。

いよいよ両親が心配し、何とかカジくんを説得して主治医（精神保健指定医）の外来を受診しました。主治医は、会話がかみ合いにくい、幻聴に左右されている、眠れていないといった症状の悪化から、入院を提案しました。しかしカジくんは「入院したら受験に失敗する！」と病気の状態を理解することができませんでした。主治医は「入院してしっかり治してから受験勉強に打ち込んだほうがいい」と説明しました。両親はカジくんのがんばりがわかるぶん、つらい決断でしたが「早くよくなってほしい」と思い、保護者として入院に同意し、医療保護入院という形態で入院が成立しました。

✧ 非自発的な入院における問題点

カジくんのような医療保護入院の場合、本人の意思に反して入院が成立したことは、人権の観点から問題といえます。このような非自発的な入院では、カジくんの中に受験勉強ができない不満が募り、両親や主治医に入院させられたという思いをもち、両者との関係にひびが入り、治療がうまくいかないなどの支障が出るかもしれません。カジくんの立場に立てば、受験勉強中に入院したことがショックなのは当たり前です。

しかし、このままの状態が続けば病状はさらに悪化し、発病当時のようにひきこもって会話が成り立たなくなり、病院に来ることもできなかつたかもしれません。症状が再発した場合、早めに受診することでさらなる悪化を防ぐことができ、早く回復するといわれています。

そのため、症状の悪化などで一時的に病状を十分理解できない本人に代わって非自発的な入院を選択せざるをえない場合には、入院治療の適切な開始時期を考慮しながらも、入院させられたつらさが本人に残る場合があることをよく考えて決断することが求められるのです。